

仙台家庭裁判所「家庭裁判所委員会」議事概要

1 日時

平成16年11月26日(金)午後1時30分から午後4時まで

2 場所

仙台家庭裁判所会議室(6階)

3 出席者

(1) 委員

| | | | |
|--------|-------|--------|--------|
| 遠藤 香枝子 | 遠藤 恵子 | 大西 平泰 | 岡崎 智政 |
| 亀井 基子 | 小坏 眞史 | 佐久間 敬子 | 鈴木 八ツヨ |
| 高橋 光雄 | 千葉 眞弓 | 西澤 潤一 | 安田 恒人 |

(2) 事務局

| | | |
|----------|------------|-------------|
| 渡辺昭二事務局長 | 鈴木尚首席家裁調査官 | 後藤豊之進首席書記官 |
| 菊地努事務局次長 | 佐藤章総務課長 | 高橋智明総務課課長補佐 |

4 議事

(以下、 は委員長、 は委員、 は事務局の発言)

(1) 開会

(2) 事務局担当者の異動報告及びあいさつ

(3) 委員長あいさつ

(4) 小学生の作品展示について

前回の家裁委員会における意見に基づいて、平成16年10月25日から庁舎1階インフォメーションコーナーで実施している作品展示(児童画)の概略説明

(5) 裁判所の広報活動について

前回の家裁委員会以降に行った広報活動の概略説明

夏休み裁判所見学会

裁判官出張講演(宮城野中学校, 片平市民センター)

法の日週間行事

- ・ 無料法律相談
- ・ 模擬少年審判

家庭裁判所見学セミナー

調査官補の採用関係だが、仙台の最終合格者4人は、すべて仙台で採用されるということか。

当庁における調査官補の平成17年度採用予定は、1人となっている。

(6) 人事訴訟事件の家庭裁判所への移管

当庁における人事訴訟の係属状況について概略説明

和解成立による離婚と協議離婚との相違は何か。

和解成立の場合でも、離婚の合意をただけで直ちに効力が生ずる訳ではなく、届出が必要となっている。また、戸籍についても、協議離婚の場合は「協議離婚届出」と記載されるのに対して、和解成立の場合は「離婚の和解成立」と記載され、

裁判上の離婚ということが分かるようになっている。

控訴は何件あったのか。

1件だったと思う。

訴えの提起から判決言渡しまでの期間はどれくらいか。

詳細なデータはないが、地裁の平均審理期間9か月よりは短縮されており、大体6か月ぐらいで終わっていると思う。

裁判官委員から、実際の離婚訴訟における主な争点や審理の進め方などについて概略説明

人事訴訟の家裁への移管に関して、本日の主たるテーマである熟年離婚の傾向、今後の見通し、特徴等について概略説明

熟年離婚と一口に言っても、必ずしも明確な定義がある訳ではないが、中高年層の離婚が増加していることを考えると、その社会的背景や原因、離婚に伴う問題点にはどのようなものがあるのか、家裁の人事訴訟に表れた熟年離婚特有の問題点は何か、裁判所の判断と一般常識的な離婚についての価値判断がかい離していないかなどについて、事前に配布している裁判例（以下「参考例」という。）を参考にしながら、忌たんのない意見を伺いたい。

調停委員として、この参考例とは全く逆のケースを担当したことがある。そのケースは「妻とは、どうしても一緒に居たくない。」ということで、夫の方から申し立てたもので、妻としては、「このようなことが許されるのか。」ということだった。私としては、夫の気持ちが離れている以上、むりやり夫の首に縄を付けて戻しても、いいことはないだろうという気持ちだった。参考例の二審では、理由がないということで離婚は認められなかったが、私としては、気持ちが離れているのに、むりやり一緒にさせていても、どちらにとってもメリットはないのではないかと思う。なお、先ほどのケースでは、夫の気持ちが変わることを期待して半年ぐらい間を置いて調停期日を入れたが、気持ちに変化はなかった。夫婦関係の意味について、従前は、夫は経済的な役割、妻は家事全般という役割で結びついていたのが、最近では、コミュニケーションとか情緒的な共感というような中味での結びつきに変わってきており、それが問題の背景にあるのではないかと思う。

1980年代に団塊の世代の離婚が増加した時期があり、そのころが団塊の世代の第一期の離婚危機だった。そして、そこを何とか切り抜けた団塊の世代が来年、再来年に定年を控えた時期に、もう1度そのような危機が来るような感じがする。熟年離婚を家裁委員会のテーマとして取り上げたことは、非常にいい企画だと思うが、これを調停委員の研修会等でもやっていただきたいと思う。参考例では、一審と二審の判断が全く反対になっており、先ほどの委員が述べたように、最近では役割分担というのがなくなってきた。40代後半以上の人たちは、自分は会社人間としてやってきて、家では妻がきちんと家庭を守っているということが普通のことだと思ってきた人が多い。調停を進めるに当たっては、役割分担とか、ジェンダーとかを理解している世代と理解していない世代がいるので、理解していない世代に対する調停委員とか裁判官の対応の仕方は、変えていく必要があると思う。

ところで、参考例では、調停が非常に簡単に不成立で終わっているが、調停の段階では、もっと調査官や技官を活用すべきだったと思う。妻は、すごくまじめで夫の出世のために一生懸命頑張った、子供が一人前になることにも一生懸命努力した、だからそのような目的を達成して、次に何をなすべきかという段階で病気になる、ちょうど更年期のような状況になっていったのではないか。このような妻が負っているマイナス面について、調停の段階でじっくりと話を聞いてあげた方が良かったのではないか。また、本件では、夫と娘の仲が非常に悪く、娘の方が母（妻）をけしかけている面もあって、母（妻）を通して代理戦争をしているような状況にあった。妻の方は一直線に離婚の方に向いていっているが、他の考え方はできないのか問いかけて、本人が考える契機づくりをすべきだったと思う。このような事件が家裁に来たような場合には、それ以前の調停段階で苦労することが大事であり、それができないときは、付調停にして、もう一度調査官や技官が関与する形で調停を進めていくべきだと思う。裁判官は、判決書を書くことだけに努力するよりも、話し合いで解決できるように、調停などに一生懸命取り組んでいただきたい。そうすることが、新しくなった人事訴訟の本来の目的ではないかと思う。

それから、団塊の世代の話であるが、ある本には、熟年離婚は約63パーセントが調停とか裁判所で解決している、協議離婚の方に行っているのは三分の一で、三分の二はこのような場に出てきていると書かれている。それから、お金の問題と定年を迎えてからの人生について、双方で考える必要がある。100点満点の妻が、夫に家庭内のことを何もさせてこなかったため、そのツケが出てきており、そういう意味では双方ともに問題があった。

熟年離婚に関しては、20年も30年も子育てなど共通の目的を通して、たまりにたまった不満が爆発したということもあるが、それとは別に、自分たちが暮らしてきた長い歴史に光をあてて振り返ることができるような機会を設ける必要があり、それには調停の場がふさわしいような気がする。これまでの調停の在り方を見直した上で、今後の調停を進めていくようにしたい。

私が担当した熟年離婚のケースは、妻の方は離婚したい、夫の方は一生懸命働いてきて、何も悪いことはしていないのに突然離婚を言い出されて、がく然としてしまったというものである。夫に対して、家に帰って妻の作った夕食を食べるときに、「今日の料理はおいしいね。」とか、「今日のヘアスタイルはきれいだよ。」というようなことを言ったことがあるか聞いてみたところ、「そのようなことは言ったことがない。」という返事だった。この人のような会社人間は、仕事を一生懸命やって、家に帰れば温かい家庭があって、自分がいやされる場だと理解してきた。外国人のように、「アイ・ラブ・ユー。アイ・ラブ・ユー。」と毎日繰り返さなくても、仕事をきちんとやってさえいれば妻はついてきてくれるものだと思っていた。これは、夫としての自覚とか、妻に対してどのように対処すべきかを考えないで、日本の経済成長を支えてきた会社人間が陥った悲劇であり、夫も妻も気の毒なところがある。

私はドライなようだが、裁判では、親権者、養育費、慰謝料の問題とかの条件面

での問題解決はできるかもしれないが、離れた心を取り戻すことは非常に難しいと思う。それができるのは、調停の段階ではないかと考えている。

ところで、私の知人が酷いDVを受けて調停に持ち込んだところ、その時は、有無を言わず、「取りあえず別れなさい。」ということで、別れさせられたということである。長い間DVを受けていたのに、現在では、どうして離婚したのか分からないと言っている。その後、知人が条件面などで話をしても、相手が全然応じてくれないため、モヤモヤしている状況が2、3年も続いている。この例を見てみると、もう少し丁寧な調停が必要だったのではないかと思う。

知人の場合、非常に良い奥さんを演じてきている。個人的には、良い奥さんや嫁を演じようとは思っていない。その時々で我慢することは良くない。我慢の積み重ねが熟年離婚に結びついていく。何かが起こった都度、お互いに話をしていくことによって、軽傷のうちに、問題の解決を図ることが可能になると思う。

調停委員に対しては、常日ごろから、研修などの際に、離婚するかどうかは、あくまでも当事者双方が納得、合意して解決することが大切であり、調停委員の方から離婚すべきだとか、離婚すべきではないとかの形での関与は、可能な限り避けるようにと話している。

家庭内暴力に関しては、一種独特なものがあるというように考えられている。洗脳されているから、取りあえずそのような状況から離れることが大事だということで、そのような判断がなされたのではないかと思う。

これまでの話を聞いて、身につまされる思いだ。熟年離婚予備軍として、すぐにでも家に帰りたい気持ちになった。何十年もいっしょに暮らしてきて、それでも、最終的なところでは分かり合えていないという、その哀しさ、人間の性(さが)みたいなものが、何十年かたってから表れてくるのかなあということで、大変深刻な問題として受け止めている。

基本的に離婚は良くないことだという前提が、よそに行っているのではないか。離婚することは、日常生活の中では普通のことになっており、確かに離婚して幸せになるケースだってあるが、世の中の原則からいうと、離婚はいいことではないと思う。その辺の確認が社会的に余り行われていないし、非常に希薄になっているところに根本原因があると思う。私の周囲にも離婚した人はたくさんいるが、だから何だということ、それはそれでいいのかもしれない。ただ、一般的に言っても、離婚は決して推薦されるようなことではないし、すばらしいことでもない。少し前までは、離婚なんてとんでもないという社会通念のようなものがあって、それが歯止めになっていたケースがたくさんあった。逆に、そのことで不幸になる人もいたので、全部が駄目とは言わないが、基本的なところでは、もう少し考え方をある意味で保守的になっていく必要があると思う。

たまたま、夫の方から離婚を言い出されたケースを担当したが、妻の方は61歳で、仕事を探そうにも見つからない。夫の方は、フィリピン人女性と親しくなって金を使い果たしてしまい、サラ金からお金を借りている。夫は失そうして財産分与も期待できないため、妻の生計維持が非常に困難であるというものだった。このようなことを考えると、熟年離婚については、女性が経済的に自立して

いけるような方策をきちんと立てていく必要があると思う。

もう一つは、このような事件の背景については、裁判所の方では、十分に把握、分析していると思うが、今回の家裁委員会で、委員に対して、どのような意見を求めているのか、その辺の事情を伺いたい。

妻からの離婚申立ての場合でも、熟年離婚の場合では、自らの離婚後の生活基盤をどう設計していくのかしっかりしていないケースがよく見受けられる。

心理学的に考えると、どの人でも同じだと思うが、不満があって、その不満がずっとたまってきて限界にきて、そしてある反応を起こす、それが離婚ということになる。これをメンタルヘルスの的に言うと、ストレスがずっとあって、それにさらされてきて、そして我慢ができなくて、とうとう離婚だということがほとんどだと思う。しかし、ストレスは、人によって受け取り方が全く異なっており、その人の性格、持っている耐性、つまり我慢の仕方とか、ストレス解消の仕方である。私は精神科医であるが、逆のケースもたくさんある。奥さんが私のところにやってきて、夫は働くが金は一銭も家に入れない、酒ばかり飲んで、夜中になると暴れて仕方がないので、子供を抱いて寒い真冬に玄関先で朝まで立っていたとか、というような話を延々と1時間ぐらい話していく。離婚を勧めても、離婚はしないという。やはりその人の受け取り方の問題ではないかと思う。

それから、その人その人が持っている生き甲斐というのが大変問題であり、離婚によってその人の生き甲斐を得られる形の場合と、そうではなくて、耐えていても生き甲斐を持っているという、誰かのために何かをするんだという生き甲斐をずっと持っている人たちもたくさんいる。何十年間も全然身体が駄目で、役に立たない夫をずっと見ている妻もいれば、その逆もある。そんな人たちを仕事柄たくさん見ているが、これもその人その人によると思う。

また、人間というのは、常に同じような精神状態を保っている訳ではない。大体50歳を過ぎてから、最も多いものにうつ病があるが、抑うつ状態になってしまうと、自分では何もできないし、生き甲斐を失うという状況になって、これは別れるしかないという考えに陥ってしまう。ただ、その状況を抜け出すと元の状態に戻ることがあり、その時に離婚したことを後悔している人たちもいる。だから、人間なのでいろいろな状態があり、離婚がまずいとか、まずくないとかというのは、一概には言えないところがある。

それから、一般的に女性の方が多いケースだが、夫が亡くなった後、急に元気になる奥さんがいる。大体がそうだが、半年間ぐらいはメソメソしているが、それから先は自由かつ達になり、いろいろなことができる。一番不幸なのは、生き甲斐を持っていたものを失って、しかも、遊び方を知らない、人生の過ごし方を知らないというのは、一番気の毒なように見える。そういう人たちは、大抵精神的に具合が悪くなって、私どもの治療を受けなければならない状態になる。これは女の人が多くて、50歳ぐらいまでは子供のことで一生懸命になってきて、子供が育って結婚をして、母さん母さんと言って大切にされて、小遣いをもらったりして、外見上は非常に幸せそうに見えるのだが、その時から具合が悪くなってしまふ。自分が何のために生きているのか分からなくなってしまう、という状態が一番不幸である。

結婚ということが、戸籍上どのようになっているのか伺ったが、姓の問題、それに付随する社会的なことを別にして、結婚して夫と妻であることについて、固定概念に縛られている部分がたくさんある。妻はこうしなくてはならないとか、夫であつたらこうあるべきだとか。一度これを違う視点から見てみると、友達という関係を一つの緩衝地帯として作るのはどうなんだろうか。戸籍を別において、概念というか、友達として見れば、案外お互いに話し合いもできるし、歴史を共有してきた訳だし義務も伴わないから、もう一つ別の枠が可能ではないかと思う。

先ほど、今日のテーマの設定趣旨が良く理解できない旨の話があつたが、先ほどからいろいろと出ている話は、直接裁判の運営に関わることではないが、心理学的な立場での話は、やはり調停や裁判の場で、裁判官、調停委員、調査官としては、非常に参考になる話だと思う。このような話を聞くだけでも十分に意義があると思っている。

弁護士として、日々事件に関わっている者として、本日、各委員からいろいろ話を聞いて非常に参考になった。私が委任を受けている離婚訴訟事件について、今日の午前中に期日が開かれたが、裁判官がいろいろと話をしてくれた結果、離婚という結論になった。今の話を聞いて、今日の期日前に話を聞いておけばよかったと思っている。

結局、参考例の場合は、善し悪し、勝ち負けの問題ではないというところが非常に大きい。一審と二審とで結論が異なつたのも、多種多様な見方、価値観の相違、それから法律でできることとできないこと、そうは言っても、裁判である以上何らかの結論を出さなければならないということもあって、多分いろいろなことを考えた上で各裁判官が考えた結論であると思う。

それで、例えば、私がどちらかの代理人だとしたら、相当に悩んでしまうが、最終的には、本人が決めることだと思う。ただ、本人自身が決めかねて悩んでいるときに、調停の席上などで、いろいろなヒントとか有益な情報を提供していただくなど、調停を時間的にも内容的にも充実していただきたい。そうしないと、調停をやっても、余り成果には結びつかないということになる。決して好ましいことではないが、嫌々一緒にいるということも弊害があるし、人間の感情を法の力で繋ぎ止めることもできない。双方がより幸せになれる方法、あるいは、子ども達が幸せになれる方法を考えていくしかない。

一般的に言って、離婚の際の慰謝料は安すぎないか。かなりの資産家に嫁いだ40代の知人の話だが、夫の方が不貞を働いたのに離婚してくれ、慰謝料として4000万円やるからと言ってきたが、妻の方では最初拒否していた。ある弁護士のところに相談に行ったところ、弁護士は、これは少し相場よりも高い、どうせ向こうの気持ちも帰ってこないのであれば、別れた方がいいのではないかとのことだった。私から言わせれば、すごくいい嫁で、資産家に嫁いで近所でも評判のいい奥さんだったが、夫がそういうことになって、いわば金で解決しようということだった。まだ40代半ばで、これから30年、40年もある人間に対して、4000万円という金額はないよなと思った。夫が資産家だったので、そんな金額でポイされるのは、一体何だったんだという思いが強くあつた。ケースバ

イケースだと思うが、慰謝料というのはそんなに安いものなのか。一方的に相手が悪くて離婚してくれとなった場合、どの程度まで補償すればいいのか疑問だ。

代理人としての経験から話をすると、婚姻期間の長短、財産の有無もあるが、それだけ多額の慰謝料を獲得した人は、私の依頼者にはいない。すごい大きな金額だと正直思った。資産家の妻で資産形成に大きく貢献した場合は、財産分与の面で考慮すべきである。慰謝料について、基準があるとかないと言われていたが、不貞行為で離婚に至った場合の慰謝料でも、裁判所では、そんなにたくさんの金額を認めていないと思う。正に当事者、代理人、裁判所の価値観によるところもあり、一概には言えないと思うし、裁判所も慰謝料の算定に悩んでいると思う。ただ、訴える側から見れば、慰謝料とはこんな金額かという気持ちになるのは一般的であり、その気持ちを反映した額にはなれないところがある。

私の経験から言うと、慰謝料の基準というものはない。ないからこそ悩む。最初に民事の単独事件を担当した時、離婚事件の慰謝料をどれくらいにするのか、正直に言って非常に困った。それで、その裁判所の過去何年か分の離婚事件の内容、金額を調べ、その実情を理解した上で、担当した事件それぞれのケースの内容、具体的には、事情、収入、婚姻期間の長短などを検討して、それぞれに応じた金額を決めている。また、現在では、参与員の方々からも意見を聞いてやっている。

ただ、一般論からすると、10対0で相手方に責任があって、相手方に支払能力が相当にあるような場合では、かなり安いと思う。

財産分与と慰謝料は分けて考える必要がある。財産形成に全く貢献しなかった場合、それはゼロで、後は慰謝料の問題として考える。慰謝料は、現実の場では、相手方の支払い能力もある程度は考える必要があるが、支払能力があると慰謝料の額が多くなり、支払能力がないと慰謝料が少なくなるという形態にはならないのではないか。相手方が金持ちであれだけ悪いことをしても、これだけかという気持ちにはなると思うが、慰謝料は、あるところでは相手方の資力とは関係のないところで、算定されるものではないか。

今のは有責配偶者からの離婚請求だから、不貞行為を働いている側から離婚の話を出してきているのということだが、有責配偶者からの離婚請求に関しては、かなりの金額になっている。昭和62年の最高裁判決では、36年くらいだったのが、だんだんと8年くらいの別居まで認めてきている。それも何億という金を払って離婚ということになってきている。

先ほどの例では、結婚生活22年で、今は協議離婚をしている。商売を一緒にやって、財産分与も全くなって、慰謝料一本だった。私としては、捨てられ損だという感覚があった。

この前の最高裁判決では、別居期間が6年7月のケースでは、控訴審は離婚を認めたと、上告審でひっくり返ったケースがある。

普通は、慰謝料と財産分与をトータルで考えることが多く、慰謝料だけでいくらというのは少ないのではないか。紹介されたケースの場合は、慰謝料の中に財産分与も含んでいたのではないか。

財産形成の貢献度とは、何を意味するものか。

代理人として主張する場合、自営業の方の場合、夫と妻の二人で何かやってきた場合、その事業から10の財産を形成した場合、妻がそれにどれだけ貢献したかということで、それが半分だとか、いくらだとか主張している。サラリーマンの妻の場合でも、専業主婦として、家庭を守ってきたということから、それなりの貢献があると考えて主張している。

(7) 人事訴訟事件に関与する参与員の確保及び関与の在り方

新しい人事訴訟では、参与員の関与が新たに規定され、離婚訴訟等の審理にも参与員が関与しているが、この参与員制度は、国民の司法参加、裁判をより国民の身近なものに、国民の司法に対する広い理解を得るという観点から、導入された制度である。当庁でも、新たに離婚事件に関与する参与員を任命しているところであるが、今後の参与員の確保、関与の在り方について、意見を伺いたい。

裁判官委員から、人事訴訟において参与員が果たしている役割及び活用状況について説明がなされた。

参与員の選任について、適任者の推薦依頼先や推薦状況について説明がなされた。

参与員は、この家裁に何人かの候補者を選定しておいて、ケースごとにその中から選任すると理解しているが、大体何人ぐらい選任しておくのか。

仙台家裁本庁の場合、今年は16人で十分な人数を確保できなかった。来年度以降は、40人以上は確保したいと考えている。

この数字は、人事訴訟に関与する参与員のこと、このほかにも、家事審判に関与する参与員が相当数確保されている。

推薦先には、ロータリークラブも入っているのか。

入っている。

平成17年度の参与員については、相当数が推薦されており、選任できる見通しとなっているが、参与員の確保について、何かいい方策はないか。

女性のクラブも何かあるか。

県の男女共同参画室にもお願いをしている。

離婚当事者と同世代の参与員が必要とされており、女性参与員は比較的容易に確保できるが、30代から50代の男性は社会の第一線で働いている人が多く、その年代の参与員の確保に苦労している。

先ほど、裁判官委員の方から参与員の負担に関する説明があったが、後で参与員から負担が多いと言われないうちにも、あらかじめその負担に関する説明をきちんと行う必要があると思う。事前に記録を見に来た際には、旅費、日当は出ないということなので、そのマイナス面もきちんと説明した上で、お願いする必要がある。

人事訴訟を担当して参与員の関与を依頼している立場からすると、参与員から多種多様な話を聞いて自分の考えを検証する場にもなっており、合議をするつもりで話している。30代から50代の男性という話もあるが、第一線で非常に頑張っている仕事をして働いている人にも、年に1度ぐらいは参加してもらいたいと思っている。その地域を代表する企業とかは、参与員を率先して出していきたいと思っている。そうしてこそ、国民の司法参加が促進されるのではないか。

そうすると、その会社では、会社としての戦力を落とすたくないから、一番役に

立たない人を出してくるのではないか。

これまで、参与員として訴訟に参加した人の中には、会社勤めの人はいたのか。比較的時間の調整が可能な自由業の人が多かったと思う。

正直に言って、参与員のことを知らない人がたくさんいると思う。その存在をピーアールすることが大切だ。裁判員制度のことはいろいろとピーアールしているので、少しずつは広まってきているが、参与員となると、「それは何。」という人が大部分だ。

参与員のパンフレットを作成して、自治体などに送付している。

参与員の報酬はいくらぐらいか。

勤務時間によって異なり、正確ではないが大体6000円弱から9000円を超えるぐらいであり、調停委員と比較すると、若干安くなっている。

報酬を当てにして参与員をやるような人はいないと思う。

候補者の選任の際には、面接などを行っているのか。その結果、断わったようなケースはあったのか。

各種団体に推薦依頼をしているが、それなりに立派な方々が推薦されてきている。

先ほども申し上げたが、調停は、審判官、調停委員、書記官、調査官、技官のチームワークで行われるべきものであるが、大体の調停は、調停委員二人でやって、時々審判官が入るという形で、調査官、技官が入ることについて、以前よりも消極的な感じがする。更年期障害とかがいろいろ絡み合って心療内科などに関係してくるような女性の場合、調停委員だけではよく分からないので、調査官にも調停の場にきちんと入っていただきたい。また、調停は調停委員会を構成する3人で進めるという原則に立ち返らないと、調停制度が機能しないことになる。

御指摘のように、最近、調査官の期日立会がちょっと少なかったような部分もあったかと思う。今回、人事訴訟が家裁に移管されたことに伴い、現在、プロジェクトチームを作って、調査官、技官は元より裁判官の関与も含めて、調停の更なる充実について検討中である。

今日は、委員の皆様から大変貴重な意見をたくさん頂いた。これらの意見は、人事訴訟や調停のさらなる充実及び参与員の確保に向けて、参考とさせていただきますと考えている。

(8) 次回のテーマ及び期日

次回の委員会のテーマについて、何か意見はないか。

意見なし(全員)

今回の司法制度改革の中でも最も大きな改革である「裁判員制度」をテーマにしたいと考えている。裁判員制度は、地裁の刑事事件に活用される制度であるが、国民が参加することについての理解がまだまだ不十分であり、この理解を得るために裁判所全体で取り組む必要があるので、次回の委員会で取り上げたいと思う。

賛成(全員)

次回期日については、来年の6月ころとして、その日程は後日事務局の方から連絡することでよい。

賛成(全員)

以上

